

谷中小学校いじめ防止対策基本方針

1 はじめに

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の国民的な課題となっている。いじめは、どの学校でも起こり得るという認識のもと、日常的に未然防止に取り組まなければならない。いじめは、絶対に許されない行為であり、すべての児童はいじめを行ってはならない。「台東区立谷中小学校いじめ防止対策基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的の下、地域・関係機関との連携を図り、総合的かつ効果的にいじめ問題に対処するため策定したものである。

本校における「いじめ防止のための基本理念」は、以下のとおりである。

- 未然防止
 - ・学校内にいじめを見過ごさない雰囲気をつくる。
 - ・道徳教育、人権教育の充実を図る。
 - ・校内研修の充実等を通して、教職員の資質の向上を図る。
 - ・保護者、地域との連携を強化する。
- 早期発見、早期解決
 - ・ふれあい月間のアンケート調査やSCとの連携、教育相談の充実等により、いじめを早期に発見し、組織的かつ迅速な対応で、いじめ問題の早期解決を図る。
 - ・いじめ問題について、保護者や地域、関係機関との連携を図り、その発見や解決に努める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止に向けた基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものがある。よって、いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員の指導力を高め、学校全体による組織的な対応により解決を図る。

(1) いじめを生まない学校づくりを目指す

谷中小学校の児童一人一人が、互いに認め合い、お互いを尊重し合える集団づくりを行う。また、学校や学級のきまりを守り、規範意識を身に付け、規律正しい生活態度の育成を図る。加えて、「いじめは決して見過ごさない」という認識をもつよう、全教育活動を通じて指導する。

(2) いじめられている児童を守る

いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

(3) いじめた児童を指導する

いじめをした児童に対しては、当該児童がいじめ行為に及んだ理由や経緯をしっかりと聞き取ったうえで、毅然とした指導を行うとともに、再発しないよう学校全体で見守る。

(4) 児童の取組を支える

勇気をもって「いじめ」を伝えた児童を守り通し、周囲の児童の発信を促すための児童の取組

を支援する。また、代表委員会等の活動と連携し、人権標語づくりやあいさつ運動など、いじめ撲滅のための取組を指導する。

(5) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

保護者・地域と情報交換を行い、関係機関の協力も得て解決にあたる。

4 組織

(1) 谷中小学校いじめ防止対策委員会

校長、副校長、学校運営連絡協議会委員、生活指導主任、主幹教諭とする。
また、重大事態が発生した際には、上記メンバーに加え、当該学級担任、保健主任、スクールカウンセラー、下谷警察スクールサポーターなどを必要に応じて招集する。

以上のメンバーから構成される委員会において、いじめ対策の点検と評価等を行う。

(2) 谷中小学校いじめ対応支援チーム

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、当該学級・学年担任ほか保健主任、SC など
(校長が状況に合わせて選任)

以上のメンバーから構成されるチームにおいて、一定の期間やレベルにおいて、組織対応が必要と校長が判断した個々のいじめについて、その解決に組織的に取り組む。

5 具体的な取組

(1) 未然防止

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成し、人権標語づくりやあいさつ運動など、児童自らがいじめについて学び、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。

(2) 早期発見

教職員は日頃から児童の見守りを行い、信頼関係の構築に努める。様子に変化が感じられる児童には、担任以外の教職員も加わり、積極的な声掛けや面談を実施する。また、些細な兆候を見逃さないように、情報交換の共有を図る。

- ・ 定期的なアンケートや個人面談など毎月何らかの調査を行い、実態を把握し、必要に応じて担任やカウンセラーによる面談を実施する。また、解決後も定期的に児童へ聞き取りを行う。
- ・ 児童の様子について家庭での様子を聞き取る。
- ・ 5年生の全児童に対し、スクールカウンセラーによる面談を実施する。

(3) 早期対応

いじめが認められたり通報があったりした場合には、速やかに組織で対応し、被害児童やいじめを通報してきた児童の安全の確保を最優先とし、いじめられた児童が安心して教育を受ける環境を整える。加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。これらの対応については、校長をはじめとする教職員が一丸となり、保護者の協力を求め、関係機関との連携も図り進めていく。

(4) 重大事態の発生時対応

重大事態とは、「いじめにより児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間の欠席を余儀なくされている疑いがある状況のこと」を指す。このような事態が疑われたり、発生したりした場合には、早期対応を行うと同時に、台東区教育委員会、その他関係機関に速やかに報告して解決に全力を尽くす。

(令和7年3月31日改訂)